

佐賀県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十一月十三日から平成二十一年十二月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の種 類		変更前 の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 二〇七号	鹿島市浜町字長丁一一二番一地从先から	鹿島市浜町字長丁一一四八番二地先まで	後	三〇・二 一〇・一	一一三・三
	鹿島市浜町字長丁一一二番一地从先から	鹿島市浜町字長丁一一四八番二地先まで	前	一二・三 九・五	一一三・三
	鹿島市古枝字寺角甲六九番一地从先から	鹿島市古枝字寺角甲六九番一地从先から	後	四一・三 一〇・五	三二七・五
県道 古枝肥前浜 停車場線	鹿島市浜町字長丁一一四八番二地先まで	鹿島市浜町字長丁一一四八番二地先まで	後	二七・〇 七・〇	二四〇・八

	<p>鹿島市古枝字寺角甲六九番  一地从り  鹿島市浜町字長丁一一四八  番二地先まで</p>
前	<p>二七・〇  七・〇</p>
二四〇・八	